

議長 確認印	
-----------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 5 月 1 日 13:45 閉会 平成 26 年 5 月 1 日 14:10
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大繩武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江
4 欠席委員	小林達信
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	
8 付議事件	第 1 委員会の運営について
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ (第 1 委員会の運営について)</p> <p>委員長：委員会の運営について事務局に説明させる。委員会が公開となったが、これまでの運営を公開に向けた見直しをするということである。</p> <p>事務局：まず、先に協議を行った定例会のスケジュールであるが、このほど町長との協議が整い、資料のような日程で進めることになった。定例会の招集予定日の決定によって、議会運営委員会の日程も資料のとおりとなる。</p> <p>次に、委員会の公開であるが議会運営委員会も公開対象である。定例会の前に行う議会運営委員会は、町から議案書をもとに説明を受け、定例会の日程及び議事の進め方を協議してきた。これらはすべて公開となる。議案そのものは提案されて初めて議案となるものであるがこれまででは、執行機関と議会の協議によって事前配布していた（非公開）。しかし、本来は配布することは公表ということでもある。まして、委員会が公開となるとそれに用いた資料も公開しなければならない。そこで、議運では議案そのものの配布はしない方向でどうか。その代わり、資料に示したような議案の概要書をもって提出議案の説明を行うことではどうか。人事案件などは、どのような役職の案件が提出されるかについてのみ説明することになる。また、議案書をもって説明することによって本来の議会運営委員会の役割を超えた質疑も行われるようになっていた。したがって、議運の審議に支障がないような資料を求めるこではどうかと思う。例として総務省の報道発表資料を添付した。情報公開の点からは、議案書そのものよりも概要書によってその議案のポイントが整理されることになり、議案内容がより分かりやすく公開されることになると思う。</p> <p>委員長：招集予定日は町の同意も得ている。しかし、あくまでも予定日であることはご承知いただきたい。</p>

委員会の公開については、人事案件等は名前を出さない。また、そのほかの議案についても概要、要点を示すことにしてみたいと思うが皆さんのお意見を求める。

割貝委員：これまで報道の方は、ほとんど会議の最初だけ傍聴して資料等を持って帰られた。今後最後まで傍聴していくことになるのか。そうなると、案件によって対応を考えなければならない。

委員長：傍聴者の有無によって協議内容を変えることか。基本は、すべて公開なので。人事案件などは、意見調整も重要であり、全員協議会などで踏み込んだ説明を受けることになるのではないか。これらに関して、傍聴者の対応は慎重にしなければならない。

事務局：十分注意が必要。しかし、議会運営委員会は、議案審議の場でなく議会の運営を審議するところであるので対応は出来るのではないか。議案内容でなく審議時間の検討、あるいは委員会付託がよいかなどあるいは議案として提出するには詰めが足りないのではないかなどの審議をするところ。議案の内容説明はそれらの審議のために受けるものであって、内容まで立ち入って審議するところではない。これらを踏まえ、委員会の公開に当たっての事務の進めかたを検討していきたい。

鈴木幸江委員：議会の運営に関しては今日の説明でよいと思う。しかし、議運の役割として議長の諮問事項審議があるがそれも公開なのか。

委員長：公開をどこまで行うかということか。必要に応じ公開しないこともあります。ただ、これまでのよう委員会で議案の中身の議論をするだけでなく、運営に関して協議していくことになる。人事などは、最終的には中身も事前に確認しておくのがこれまでであった。人事は事前の意見調整は重要である。しかしそれは、議運でやるのではなくたとえば、全協などで行うものとしていきたい。なお、それと同じような重要な案件については、どのようにするか、その都度検討が必要だと思う。

鈴木幸江委員：具体的な事例がないのでここでの話は難しい。公開はケースバイケースとなければならないと思う。

議長：議長の諮問についても扱いは同じであると思う。議事としてふさわしいとかどうかなどだろうが、議運の審議目的がはっきりしていれば問題ないのではないか。

委員長：ケースによって検討が必要と思う。当面こののような形で進めていきたい。

これで議事を終わる。

副委員長：要約すれば本来の議運の姿に戻ることだと思う。これで閉会する。

(議事終了)

塙町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日
議会運営委員長